本資料のうち,枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-エ-D-01-0031_改 0
提出年月日	2020年10月7日

基本設計方針に関する説明資料

【第34条 計測装置】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年10月

東北電力株式会社

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	<u> 1.1. (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2</u>	備考
		 計測装置等 使用済燃料プールの水温を計測する装置として燃料 貯蔵プール水温度,燃料ブール冷却浄化系ボンブ入口 温度及び使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス 式)を設け,計測結果を中央制御室に表示できる設計 とする。また,燃料貯蔵ブール水温度及び燃料プール 冷却浄化系ボンブ入口温度は計測結果を記録し,及び 保存することができる設計とする。 【34条32】 	表現の相違 設備名称の相違
		使用済燃料プールの水位を計測するための装置とし て燃料貯蔵プール水位、燃料ブールライナドレン漏え い及び使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式) を設け,計測結果を中央制御室に表示できる設計とす る。また、燃料貯蔵ブール水位の記録はプロセス計算 機から帳票として出力し保存できる設計とする。 【34条33】	表現の相違 設備名称の相違
		燃料貯蔵プール水温度,燃料貯蔵プール水位及び使 用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)は,外部 電源が使用できない場合においても非常用所内電源系 からの電源供給により,使用済燃料プールの水温及び 水位を計測することができる設計とする。 【34条34】	設備名称の相違

- 1 -

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

* | 先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

2. 計測装置等 2.1 消漫装置 2.1 消漫装置 2.1 消漫装置 2.1 消漫装置 2.1 消費活動時, 選転時の具常な過渡変化時及び虫 大事故等時における計 水野な等時にあれたくろいた 皮肉く肉子(小菜・炒菜・炒菜・炒肉、肉子(小菜)) シックリ及び原子(小菜) シックリ及び原子(小菜) シックリ及び原子(小菜) シックリ及び原子(小菜) シックシックリなどの子が、シックシックリング シックシックリなどの子が、 シックシックシックリなどの子が、 シックシックシックリなどの シックシックシックリなどの子が、 シックシックシックシックシックシックシックシックシックシックシックシックシックシ	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
対策を講じるために必要なパラメータは,設計基準事 故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び 期間にわたり監視できるとともに,発電用原子炉の停 止及び炉心の冷却に係るものについては,設計基準事 故時においても 2 種類以上監視又は推定できる設計と する。 【34 条 2】 炉心における中性子束密度を計測するため,原子炉 内に設置した検出器で起動領域,出力領域の 2 つの領 域に分けて中性子束を計測できる設計とする。			 2.1 計測装置 2.1.1 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測 計測制御系統施設は、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに 関する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータを,通常運転時及び運転時の異常な 過渡変化時においても想定される範囲内で監視できる 設計とする。 	
内に設置した検出器で起動領域 <mark>,</mark> 出力領域の2つの領 域に分けて中性子束を計測できる設計とする。			対策を講じるために必要なパラメータは,設計基準事 故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び 期間にわたり監視できるとともに,発電用原子炉の停 止及び炉心の冷却に係るものについては,設計基準事 故時においても 2 種類以上監視又は推定できる設計と する。	表現の相違
			内に設置した検出器で起動領域 <mark>、</mark> 出力領域の2つの領 域に分けて中性子束を計測できる設計とする。	
炉周期は起動領域モニタの計測結果を用いて演算で きる設計とする。 【34 条 9】			きる設計とする。	設備名称の相違
 資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があろため公開できません。 - 1 -)			— ———————————————————————————————————

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

^比 | 先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.3 計測結果の表示,記録及び保存 発電用原子炉の停止,炉心の冷却及び放射性物質の 閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメ ータは,設計基準事故時においても確実に記録し,保 存できる設計とする。 【34条3】	表現の相違
		設計基準対象施設として、炉心における中性子束密 度を計測するための計測装置、原子炉冷却材の不純物 の濃度を測定するための導電率を計測する装置、原子 炉圧力容器の入口及び出口における温度及び流量を計 測するための給水温度,主蒸気温度、給水流量及び主 蒸気流量を計測する装置、原子炉圧力容器内の水位を 計測するための原子炉水位(停止域、燃料域、広帯域 及び狭帯域)を計測する装置並びに原子炉格納容器内 の圧力、温度及び可燃性ガス濃度を計測するためのド ライウェル圧力、圧力抑制室圧力、格納容器内爆度、 格納容器内零囲気水素濃度及び格納容器内零囲気酸素 濃度を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測 結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計 測結果を記録し、及び保存できる設計とする。	設計の差異 (女川 2 号の不純物の濃度を測定するため の装置と原子炉圧力容器の入口及び出口に おける温度を計測する装置は,記録を記録紙 により保存している。) 設備名称の相違 表現の相違
		制御棒の位置を計測する装置並びに原子炉圧力容器 の入口及び出口における圧力を計測するための給水圧 力及び主蒸気圧力を計測する装置を設け、これらの計 測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とす る。また、記録はプロセス計算機から帳票として出力 し保存できる設計とする。 【34条10】【34条13】	
		<mark>原子炉</mark> 冷却材の不純物の濃度は,試料採取設備によ り断続的に試料を採取し分析を行い,測定結果を記録 し,及び保存する。 【34 条 11】	

- 2 -

 \mathbf{A}

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外) 九行番省こ

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には,通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度,管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視,測定するために、プロセスモニタリング設備,エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器(第1号機設備,第1,2,3号機共用)を設ける設計とする。 【34条4】 	設備名称の相違(共用の相違含む) 表現の相違
		出入管理関係設備(第1号機設備,第1,2号機共用) として,放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理, 汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。 各系統の試料,放射性廃棄物の放出管理用試料及び 環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため,化 学分析室(第1号機設備,第1,2号機共用),放射能 測定室(第1号機設備,第1,2号機共用(以下同じ。)) に測定機器を設ける設計とする。 【34条5】	設備名称の相違(共用の相違含む) 表現の相違
		発電所外へ放出する放射性物質の濃度,周辺監視区 域境界付近の空間線量率等を監視するためにプロセス モニタリング設備,固定式周辺モニタリング設備及び 移動式周辺モニタリング設備を設ける <mark>設計とする</mark> 。ま た,風向,風速その他の気象条件を測定するため,環 境測定装置を設ける <mark>設計とする</mark> 。 プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設 備及び固定式周辺モニタリング設備については,設計 基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を 中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とす る。 【34 条 6】	表現の相違
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	T能研があるため公開でキュナリ 1 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1.1.1 プロセスモニタリング設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基 準事故時において,原子炉格納容器内の放射性物質の 濃度及び線量当量率,主蒸気管中及び空気抽出器その 他の蒸気タービン又は復水器に接続する放射性物質を 内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度,排気筒 の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射 性物質の濃度,排水口近傍における排水中の放射性物 質の濃度及び管理区域内において人が常時立ち入る場	
		所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量 率を計測するためのプロセスモニタリング設備を設 け,計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。 また,計測結果を記録し,及び保存することができる 設計とする。 【34条16】[34条18]【34条19】[34条22】[34条24]	表現の相違
		原子炉冷却材の放射性物質の濃度,排気筒の出ロ又 はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の 濃度及び排水ロ又はこれに近接する箇所における排水 中の放射性物質の濃度は,試料採取設備により断続的 に試料を採取し分析を行い,測定結果を記録し,及び 保存する。 【34条11】【34条20】【34条21】	
		放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内 に開口部がある排水路を施設しないことから,排水路 の出口近傍における排水中の放射性物質の濃度を計測 するための設備を設けない設計とする。 【34条23】	
		プロセスモニタリング設備のうち,原子炉格納容器 内の線量当量率を計測する格納容器内雰囲気放射線モ ニタ(D/W)及び格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C) は,それぞれ多重性,独立性を確保した設計とする。 【34条17】	設備名称の相違
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	可能性があるため公開できません。 - 2 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		プロセスモニタリング設備のうち, 原子炉建屋原子 炉棟排気放射線モニタ及び燃料取替エリア放射線モニ タは,外部電源が使用できない場合においても非常用 所内電源系からの電源供給により,線量当量率を計測 することができる設計とする。 【34条25】	記載の明確化 (技術基準34条3項の追加要求を適用する 設備であるため,明確化している。)
		▲ 資料のうち枠囲みの内容は,他社の機密事項を含む [∓]	可能性があるため公開できません。 - 3 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

^{本比} 先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 1.1.2 エリアモニタリング設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を計測するためのエリアモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。 【34条24】 	表現の相違
		エリアモニタリング設備のうち,燃料交換フロア放 射線モニタは,外部電源が使用できない場合において も非常用所内電源系からの電源供給により,線量当量 率を計測することができる設計とする。 【34 条 26】	設備名称の相違

- 4 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/8/14版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において,周辺監視区域境界付近の空間線量率を監視及び測定するための固定式周辺モニタリング設備としてモニタリングポスト(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))を設け,計測結果を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。また,計測結果を記録し,及び保存することができる設計とする。 	設備名称の相違(共用の相違を含む) 表現の相違
		モニタリングポストは、外部電源が使用できない場 合においても、非常用交流電源設備により、空間線量 率を計測することができる設計とする。更に、モニタ リングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源 切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計と し、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源 設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源 設備から給電できる設計とする。 【34条29】 【75条9】	設備名称の相違 表現の相違 設計の差異 (電源系統構成の相違。)
		モニタリングポストで計測したデータの伝送系は, モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央 制御室から緊急時対策所建屋間において有線系回線及 び無線系回線により多様性を有する設計とする。 【34条30】	設備名称の相違 設計の差異 (データの伝送系の回線の相違。)
		周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は,構内 ダストモニタ(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以 下同じ。))により断続的に試料を採取し分析を行い, 測定結果を記録し,及び保存する。 【34条28】	表現の相違 (東海第二は,周辺監視区域境界付近の放射 性物質の濃度を測定する装置を「環境測定装 置」に整理している。)
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	可能性があるため公開できません。 - 5 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

 \bigcirc

較表において追記したもの(比較対象外) | 九行番省フラントの記

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基 準事故時において,周辺監視区域境界付近の放射性物 質の濃度を測定するための移動式周辺モニタリング設 備として,空気中の放射性粒子及び放射性よう素の濃 度を測定するサンプラと測定器を備えた放射能観測車 (第1号機設備,第1,2,3号機共用,屋外に保管(以 下同じ。))を設け,測定結果を表示し,記録し,及び 保存することができる設計とする。ただし,放射能観 測車による断続的な試料の分析は,従事者が計測結果 を記録し,及びこれを保存し,その記録を確認するこ とをもって,これに代えるものとする。 【34条31】 	共用の相違 表現の相違
	1.1.5 環境測定装置	表現の相違 (周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度 を測定する「構内ダストモニタ」を「1.1.3 固 定式周辺モニタリング設備」に整理してい る。)
	放射性気体廃棄物の放出管理,発電所周辺の一般公 衆の線量評価,一般気象データ収集及び発電用原子炉 施設の外部の状況を把握するための気象観測設備(第 1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))を設 け,計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。 また,発電所敷地内における風向及び風速の計測結果 を記録し,及び保存することができる設計とする。 【34条35】	共用の相違 表現の相違
		 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基 準事故時において、周辺監視区域境界付近の放射性物 質の濃度を測定するための移動式周辺モニタリング設 備として、空気中の放射性粒子及び放射性よう素の濃 度を測定するサンプラと測定器を備えた放射能観測車 (第1号機段備,第1,2,3号機共用,置発電優看(以 下同じ。))を設け、測定結果を表示し、記録し、及び 保存型ること型できる設計とする。ただし、放射能観 測車による断続的な試料の分析は、従事者が計測結果 を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認するこ とをもって、これに代えるものとする。 【34条31】 1.1.5 環境測定装置 1.1.5 環境測定装置 1.1.5 環境測定装置 1.1.5 環境測定装置

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <<p><関連する資料> ・検式一1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定扱拠に関する説明書 別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

			夏尔手段との対応表	1		
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
12 附 本 毕 况 則 「 胖 朳	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加力
(計測装置)			ロ 発電用原子炉施設の一	第十六条 燃料体等の取扱		
			般構造	施設及び貯蔵施設		
			(3) その他の主要な構造	適合のための設計方針		
			(i) 本発電用原子炉施設	第3項について		
			は,(1) 耐震構造,(2) 耐津	使用済燃料プールには,		
			波構造に加え,以下の基本	使用済燃料プールの水位及		
			的方針のもとに安全設計を	び水温並びに燃料取扱場所		
			行う。	の放射線量を監視する設備		
			a. 設計基準対象施設	を設け、異常が検知された		
			(k) 燃料体等の取扱施設及	場合には,中央制御室に警		
			び貯蔵施設	報を発することが可能な設		
			使用済燃料プールの水位	計とする。また, これらの計		
			及び水温並びに燃料取扱場	測設備については非常用所		
			所の放射線量の異常を検知	内電源系から受電し、外部		
			し、それを中央制御室に伝	電源が利用できない場合に		
			えるとともに,外部電源が	おいても、監視が可能な設		
			利用できない場合において	計とする。 🗘 (18a, 18c重複)		
			も非常用所内電源系からの			
			電源供給により、使用済燃	第二十三条 計測制御系統		
			料プールの水位及び水温並	施設		
			びに放射線量を監視するこ	適合のための設計方針		
			とができる設計とする。	第1項第1号及び2号につ		
			18a18c18d	いて		
				発電用原子炉施設におけ		
			(r) 計測制御系統施設	る計測制御装置は,通常運		
第三十四条 発電用原子炉	計測制御系統施設は,炉	計測制御系統施設は,炉	計測制御系統施設は,炉	転時及び運転時の異常な過		計測制御系統施設
施設には、次に掲げる事項	心,原子炉冷却材圧力バウ	心,原子炉冷却材圧力バウ	心,原子炉冷却材圧力バウ	渡変化時において、次の事		2.1.1 通常運転時, 運転
を計測する装置を施設しな	ンダリ及び原子炉格納容器	ンダリ及び原子炉格納容器	ンダリ及び原子炉格納容器	項を考慮した設計とする。		の異常な過渡変化時及び
ければならない。ただし、直	バウンダリ並びにこれらに	バウンダリ並びにこれらに	バウンダリ並びにこれらに	①(①a重複)		大事故等時における計測
妾計測することが困難な場	関する系統の健全性を確保	関する系統の健全性を確保	関する系統の健全性を確保	(1) 炉心,原子炉冷却材圧		
合は、当該事項を間接的に	するために監視することが	するために監視することが	するために監視することが	カバウンダリ,原子炉格納		
則定する装置を施設するこ	必要なパラメータを、通常	必要なパラメータを、通常	必要なパラメータを、通常	容器バウンダリ及びそれら		
とをもって、これに代える	運転時及び運転時の異常な	運転時及び運転時の異常な	運転時及び運転時の異常な	に関連する系統の健全性を		
ことができる。①	過渡変化時においても想定	過渡変化時においても想定	過渡変化時においても想定	確保するため、炉心の中性		
【解釈】	される範囲内で監視できる	される範囲内で監視できる	される範囲内に制御できる	子束, 中性子束分布, 原子炉		
1 第34条における計測	設計とする。	設計とする。	とともに、想定される範囲	水位⑦,原子炉冷却材の圧		
する手段としてはサンプリ	【34条1】	①a 【34条1】	内で監視できる設計とす	力,温度,流量6,原子炉冷		①a 引用元:P2

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 関連する資料> (四左) 23月17 様式-1 への展開表(補足説明資料) 技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表	紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)) との対比	:前回提出時からの	2変更箇所
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書		可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本	設計方針との対比	
ングによる測定、演算(炉周			<u>3.</u> (1)a	却材の水質, 原子炉格納容			
期) が含まれる。 第1項第1	<mark>また,</mark> 設計基準事故が発	<mark>また,</mark> 設計基準事故が発	設計基準事故が発生した	器内の圧力,温度,雰囲気ガ		記載であるが、表	計測制御系統施設
1号の計測の場合、「間接的	生した場合の状況把握及び	生した場合の状況把握及び	<u>場合の状況を把握し、及び</u>	<u>ス濃度</u> ⑧a等のパラメータ	現の違い	による差異あり	2.1.1 通常運転時, 運転時
に測定する装置を施設する	対策を講じるために必要な	対策を講じるために必要な	対策を講じるために必要な	を原子炉出力制御系, 原子			の異常な過渡変化時及び重
ことをもって、これに代え	パラメータは,設計基準事	パラメータは,設計基準事	パラメータは,設計基準事	炉圧力制御系, 原子炉給水			大事故等時における計測
ることができる。」とは、排	故時に想定される環境下に	故時に想定される環境下に	<u>故時に想定される環境下に</u>	制御系等により、適切な範			
水路の出口又はこれに近接	おいて十分な測定範囲及び	おいて十分な測定範囲及び	おいて十分な測定範囲及び	囲内に維持し制御できる設			
する箇所における放射性物	期間にわたり監視できると	期間にわたり監視できると	期間にわたり監視できると	計とする。 📀			
質の濃度を直接測定するこ	ともに、発電用原子炉の停	ともに,発電用原子炉の停	ともに,発電用原子炉の停	(2) (1)のパラメータにつ			
とが技術的に困難な場合、	止及び炉心の冷却に係るも	止及び炉心の冷却に係るも	止及び炉心の冷却に係るも	いては、必要な対策を講じ			
排水路の上流における濃度	のについては,設計基準事	のについては,設計基準事	のについては,設計基準事	得るように、原子炉核計装			
を測定することをいう。	故時においても <mark>2</mark> 種類以上	故時においても <mark>2</mark> 種類以上	<u>故時においても二種類以上</u>	系, 原子炉プラント・プロセ			
350004	監視又は推定できる設計と	監視又は推定できる設計と	<u>監視</u> し, <u>又は推定</u> すること	ス計装系等により、適切な			
	する。	する。	が <u>できる設計とする。</u> ①b	範囲内での監視が可能な設			
	【34条2】	①b 【34条2】		計とする。②			
	発電用原子炉の停止 <mark>,</mark> 炉	発電用原子炉の停止 <mark>,</mark> 炉	<u>発電用原子炉の停止</u> 及び	第1項第3号について	同趣旨の	記載であるが、表	計測制御系統施設
	心の冷却 <mark>及び</mark> 放射性物質の	心の冷却 <mark>及び</mark> 放射性物質の	<u>炉心の冷却</u> 並びに <u>放射性物</u>	原子炉冷却材喪失のよう	現の違い	による差異あり	2.3 計測結果の表示, 記録
	閉じ込めの機能の状況を監	閉じ込めの機能の状況を監	質の閉じ込めの機能の状況	な設計基準事故時において	追加要求	事項に伴う差異	及び保存
	視するために必要なパラメ	視するために必要なパラメ	を監視するために必要なパ	も、原子炉格納容器内の圧	(記録の	保存)	
	ータは,設計基準事故時に	ータは,設計基準事故時に	ラメータは,設計基準事故	力,温度,水素濃度,放射性			
	おいても確実に記録できる	おいても確実に記録し、保	時においても確実に記録さ	物質の濃度等は,設計基準			
	設計とする。	存できる設計とする。	れ,及び当該記録が保存さ	事故時に想定される環境下			
	【34条3】	①c 【34 条 3】	れる設計とする。①c	において、十分な測定範囲			
				及び期間にわたり監視でき			
	発電用原子炉施設には,	発電用原子炉施設には,	(z) 監視設備	る設計とする。	同趣旨の	記載であるが、表	放射線管理施設
	通常運転時,運転時の異常	通常運転時,運転時の異常	発電用原子炉施設には,	①(①b重複)	現の違い	による差異あり	1.1 放射線管理用計測装置
	な過渡変化時及び設計基準	な過渡変化時及び設計基準	通常運転時,運転時の異常				
	事故時において、当該発電	事故時において、当該発電	な過渡変化時及び設計基準	第1項第4号について			
	用原子炉施設における各系	用原子炉施設における各系	事故時において、当該発電	前号のパラメータのう			
	統の放射性物質の濃度,管	統の放射性物質の濃度,管	用原子炉施設①d⑧b⑬a⑭a	ち,発電用原子炉の停止状			
	理区域内等の主要箇所の外	理区域内等の主要箇所の外	 	態及び炉心の冷却状態は,			
	部放射線に係る線量当量率	部放射線に係る線量当量率	ける放射性物質の濃度及び	二種類以上のパラメータに			
	等を監視,測定するために,	等を監視,測定するために,	放射線量を監視, 測定し, 並	より監視又は推定できる設			
	プロセスモニタリング設	プロセスモニタリング設	びに設計基準事故時におけ	計とする。 ①(①b重複)			
	備、エリアモニタリング設	備、エリアモニタリング設	る迅速な対応のために必要				
	備及び放射線サーベイ機器			第1項第5号について			
	1個及い放射線 アーヘイ機器	11月200011日本11月11日11日本11日本11日本11日本11日本11日本11日本11	な 「 報 を 甲 央 制 御 至 及 び 緊	弗1 頃弗5 方についし			

 \vdash \sim

青色:	設置変	更許可本文	及び添付書	類八からの	う引用以外の話	載
茶色:	設置変	更許可と基	本設計方針	(後) との)対比	
			本設計方針			
) 対応 をの対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

要求事項との	対比表
--------	-----

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
12m 苯毕成则• 胜秋	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加考
	(第1号機設備,第1,2,3	(第1号機設備,第1,2,3	急時対策所に表示できる設	発電用原子炉の停止及び		
	号機共用)を設ける <mark>設計と</mark>	号機共用)を設ける <mark>設計と</mark>	備(安全施設に属するもの	炉心の冷却並びに放射性物		
	する。	<mark>する</mark> 。	に限る。)を設ける。	質の閉じ込めの機能の状態		①d 引用元:P2
	【34条4】	①d①e 【34条4】	囗(⑭e 重複)	を監視するために必要なパ		①e 引用元:P5
			モニタリングポストは,	ラメータは,設計基準事故		
	出入管理関係設備(第1号	出入管理関係設備(第1号	非常用交流電源設備に接続	時においても、確実に記録	同趣旨の記載であるが、表	放射線管理施設
	機設備, 第1,2号機共用)	機設備, 第1,2号機共用)	し, 電源復旧までの期間, 電	及び保存できる設計とす	現の違いによる差異あり	1.1 放射線管理用計測装置
	として,放射線業務従事者	として,放射線業務従事者	源を供給できる設計とす	る。原子炉冷却材の放射性		
	及び一時立入者の出入管	及び一時立入者の出入管	る。さらに, モニタリングポ	物質の濃度,格納容器内水		
	理,汚染管理のための測定	理,汚染管理のための測定	ストは,専用の無停電電源	素濃度及び放射性物質の濃		
	機器等を設ける <mark>設計とす</mark>	機器等を設ける <mark>設計とす</mark>	装置を有し,電源切替時の	度等については,設計基準		
	<mark>る</mark> 。	<mark>る</mark> 。①f	短時間の停電時に電源を供	事故時においてもサンプリ		①f 引用元:P5
			給できる設計とする。 <u>モニ</u>	ングにより測定し、確実に		
	棄物の放出管理用試料及び	棄物の放出管理用試料及び	<u>タリングポストで</u> 測定 <u>した</u>	記録及び保存できる設計と		
	環境試料の化学分析並びに	環境試料の化学分析並びに	<u>データの伝送系は、モニタ</u>	する。��(①c重複)		
	放射能測定を行うため,化	放射能測定を行うため、化	リングポスト設置場所から			
	学分析室(第1号機設備,第	学分析室(第1号機設備,第	中央制御室及び中央制御室			
	1,2号機共用),放射能測定	1,2号機共用),放射能測定	から緊急時対策建屋間にお	第三十一条 監視設備		
	室(第1号機設備,第1,2	室(第1号機設備,第1,2	いて有線系回線及び無線系	適合のための設計方針		
	号機共用)に測定機器を設	号機共用)に測定機器を設	回線により多様性を有し,	(1) 原子炉格納容器内雰囲		
	ける <mark>設計とする</mark> 。	ける <mark>設計とする</mark> 。	指示値は中央制御室で監視	気のモニタリングは、通常		
	【34条5】	①g 【34条5】	し、現場等で記録を行うこ	運転時,運転時の異常な過		①g 引用元: P5
			とができる <u>設計とする。</u> ま	渡変化時及び設計基準事故		
	発電所外へ放出する放射	発電所外へ放出する放射	た,緊急時対策所でも監視	時には格納容器内雰囲気放	同趣旨の記載であるが、表	同上
	性物質の濃度,周辺監視区	性物質の濃度,周辺監視区	することができる設計とす	射線モニタによって連続的	現の違いによる差異あり	
	域境界付近の空間線量率等	域境界付近の空間線量率等	る。モニタリングポストは,	に測定を行い、中央制御室		
	を監視するためにプロセス	を監視するためにプロセス	その測定値が設定値以上に	で監視できる設計とする。		
	モニタリング設備,固定式	モニタリング設備,固定式	上昇した場合, 直ちに中央	2		
	周辺モニタリング設備及び	周辺モニタリング設備及び	制御室に警報を発信する設	(2) 発電用原子炉施設内の		
	移動式周辺モニタリング設	移動式周辺モニタリング設	計とする。 ¹ 4e	放射性物質濃度の連続監視		
	備を設ける <mark>設計とする</mark> 。ま	備を設ける <mark>設計とする</mark> 。ま		は, 原子炉補機冷却水モニ		
	た,風向,風速その他の気象	た, 風向, 風速その他の気象		タ,主蒸気管放射線モニタ,		
	条件を測定するため、環境	条件を測定するため,環境		蒸気式空気抽出器排ガスモ		
	測定装置を設ける <mark>設計とす</mark>	測定装置を設ける <mark>設計とす</mark>		ニタ等のプロセス放射線モ		
	<mark>る</mark> 。	<mark>る</mark> 。①h		ニタリング設備にて行い,		①h 引用元:P6
	プロセスモニタリング設	プロセスモニタリング設		規定値以下にあることを中	追加要求事項に伴う差異	
	備、エリアモニタリング設	備、エリアモニタリング設		央制御室で監視し、規定値	(緊急時対策所への表示)	

14

赤色:	様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色:	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:	設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:	技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:	基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈						備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	備及び固定式周辺モニタリ	備及び固定式周辺モニタリ		を超えた場合は直ちに警報		
	ング設備については、設計	ング設備については、設計		を発信し、発電用原子炉施		
	基準事故時における迅速な	基準事故時における迅速な	へ 計測制御系統施設の構	設からの放射性物質の放出		
	対応のために必要な情報を	対応のために必要な情報を	造及び設備	を制限するための適切な措		
	中央制御室に表示できる設	中央制御室及び緊急時対策	(1) 計装	置が行えるようにする。		
	計とする。	所に表示できる設計とす	(i) 核計装の種類	排気筒から放出する気体		
	【34条6】	る。①i 【34 条 6】	<u>中性子束</u> は,以下のよう	廃棄物はスタック放射線モ		①i 用元:P5
			に <u>二つの領域に分けて</u> 発電	ニタで監視する。また,液体		
一 炉心における中性子束	炉心における中性子束密	炉心における中性子束密	用 <u>原子炉内</u> で <u>計測する</u> 。②a	廃棄物処理設備から復水器	同趣旨の記載であるが、表	計測制御系統施設
密度②	度を計測するため、原子炉	度を計測するため、原子炉	②d	冷却水放水路へ放出する場	現の違いによる差異あり	2.1.1 通常運転時, 運転時
	内に設置した検出器で起動	内に設置した検出器で起動	起動領域2b:核分裂電離箱	合は, 放出前にサンプリン		の異常な過渡変化時及び重
	領域 <mark>,</mark> 出力領域の2つの領域	領域 <mark>,</mark> 出力領域の2つの領域	方式モニタ 8チャンネル	グにより測定確認し、放出		大事故等時における計測
	に分けて中性子束を計測で	に分けて中性子束を計測で	(中性子源領域及び中間領	時は放射性廃棄物放出水モ		
	きる設計とする。	きる設計とする。	域) 4	ニタで監視する。また,復水		
	【34条7】	②a②b②c 【34 条 7】	<u>出力領域</u> ②c:小形核分裂電	器冷却水放水路で定期的に		
			離箱方式モニタ 124チャン	サンプリングを行う。 📀		
	炉心における中性子東密	炉心における中性子束密	ネル4	(3) 周辺監視区域境界付近	基準要求への適合性を明確	
	度を計測するための計測装	度を計測するための計測装	(ii) その他の主要な計装	には、モニタリングポスト	化	2.3 計測結果の表示, 記録
	置を設け、計測結果を中央	置を設け、計測結果を中央	の種類	及びモニタリングポイント	追加要求事項に伴う差異	及び保存
	制御室に表示できる設計と	制御室に表示できる設計と	発電用原子炉施設のプロ	を設置し、さらに放射能観	(記録の保存)	
	する。また,計測結果を記録	する。また,計測結果を記録	セス計測制御のため, 原子	測車により放射線測定を行		
	できる設計とする。	し、及び保存できる設計と	炉水位,原子炉圧力,原子炉	う。		
	【34条8】	する。	再循環流量, 給水流量, 主蒸	モニタリングポストは,		
		②d19 【34条8】	気流量,制御棒駆動水圧等	非常用交流電源設備に接続		
			の計測装置を設ける。	し, 電源復旧までの期間, 電		
			2	源を供給できる設計とす		
二 炉周期3	炉周期は起動領域モニタ	炉周期は起動領域モニタ		る。さらに, モニタリングポ	基準要求への適合性を明確	計測制御系統施設
	の計測結果を用いて演算で	の計測結果を用いて演算で	チ 放射線管理施設の構造	ストは,専用の無停電電源	化	2.1.1 通常運転時, 運転時
	きる設計とする。	きる設計とする。	及び設備	装置を有し、電源切替時の		の異常な過渡変化時及び重
	【34条9】	③ 【34条9】	(1) 屋内管理用の主要な設	短時間の停電時に電源を供		大事故等時における計測
			備の種類	給できる設計とする。		
			(i) <u>出入管理関係設備(1</u>	モニタリングポストで測		
三 制御棒の位置及び液体	制御棒の位置を計測する	制御棒の位置を計測する	<u>号</u> 及び <u>2号</u> 炉 <u>共用</u> ,一部既	定したデータの伝送系は,	基準要求への適合性を明確	計測制御系統施設
制御材を使用する場合にあ	装置を設け,計測結果を中	装置を設け,計測結果を中	設 <u>)</u>	モニタリングポスト設置場	化	2.3 計測結果の表示,記録
っては、その濃度④	央制御室に表示できる設計	央制御室に表示できる設計	従事者等 <u>の出入管理,汚</u>	所から中央制御室及び中央	追加要求事項に伴う差異	及び保存
	とする。また, 記録はプロセ	とする。また, 記録はプロセ	<u>染管理のため</u> チェックポイ	制御室から緊急時対策建屋	(記録の保存)	
	ス計算機から帳票として出	ス計算機から帳票として出	ント, シャワ室, 体表面ゲー	間において有線系回線及び		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

(5) 漏えい防止, 漏えい監

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

			安水争項との対比衣			
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉丽盔竿成别。所依	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	7冊 今
	力できる設計とする。	力し保存できる設計とす	トモニタ等 <u>を設ける。</u>	無線系回線により多様性を		
	【34 条 10】	る。	(1)f	有しており,指示値は,中央		
		④ 19 【34 条 10】	(ii) 試料分析関係設備(1	制御室で監視し,現場等で		④引用元:P10
			号及び2号炉共用,一部既	記録を行うことができる。		
			設)	また,緊急時対策所でも監		
四 一次冷却材に関する次	<mark>原子炉</mark> 冷却材の放射性物	<mark>原子炉</mark> 冷却材の放射性物	<u>各系統の試料</u> 及び <u>放射性</u>		基準要求への適合性を明確	計測制御系統施設
の事項	質及び不純物の濃度は、試	質及び不純物の濃度は、試	<u>廃棄物の放出管理用試料</u> 等	モニタリングポストは,	化	2.3 計測結果の表示, 記録
イ 放射性物質及び不純物	料採取設備により断続的に	料採取設備により断続的に	の化学分析並びに放射能測	その測定値が設定値以上に	追加要求事項に伴う差異	及び保存
の濃度 <mark>5</mark>	試料を採取し分析を行い,	試料を採取し分析を行い,	定を行うため, 化学分析室,	上昇した場合,直ちに中央	(記録の保存)	放射線管理施設
	測定結果を記録する。	測定結果を記録し,及び保	放射能測定室を設け測定機	制御室に警報を発信する設		1.1.1 プロセスモニタリン
	【34 条 11】	存する。	<u>器</u> を備える。①g	計とする。		グ設備
		⑤ 19 【34 条 11】	(ⅲ) 放射線監視設備	また、放射性気体廃棄物		
			各系統の放射性物質の濃	の放出管理及び発電所周辺		
	<mark>原子炉</mark> 冷却材の不純物の	<mark>原子炉</mark> 冷却材の不純物の	度,管理区域内等の主要箇	の被ばく線量評価並びに一	基準要求への適合性を明確	計測制御系統施設
	濃度を測定するための導電	濃度を測定するための導電	<u>所の外部放射線</u> 量率 <u>等を監</u>	般気象データ収集のため,	化	2.3 計測結果の表示, 記録
	率を計測する装置を設け,	率を計測する装置を設け,	視, 測定するために, プロセ	発電所敷地内で気象観測設	追加要求事項に伴う差異	及び保存
	計測結果を中央制御室に表	計測結果を中央制御室に表	<u>ス</u> 放射線 <u>モニタリング設</u>	備により風向,風速その他	(記録の保存)	
	示できる設計とする。 <mark>また,</mark>	示できる設計とする。 <mark>また</mark> ,	<u>備,エリア</u> 放射線 <u>モニタリ</u>	の気象条件を測定及び記録		
	計測結果を記録できる設計	計測結果を記録し、及び保	<u>ング設備及び放射線サーベ</u>			
	とする。	存できる設計とする。	<u>イ機器(1号</u> 及び <u>2号</u> 炉 <u>共</u>			
	【34 条 12】	⑤ 19 【34 条 12】	<u>用</u> ,既設 <u>)を設ける。</u> ①e	運転時の異常な過渡変化時		
			<u>プロセス</u> 放射線 <u>モニタリ</u>			
			<u>ング設備</u> 及び <u>エリア</u> 放射線	て,発電所及び発電所周辺		
ロ 原子炉圧力容器の入口	原子炉圧力容器の入口及	原子炉圧力容器の入口及	<u>モニタリング設備について</u>	における放射性物質の濃度	基準要求への適合性を明確	同上
及び出口における圧力、温	び出口における圧力を計測	び出口における圧力を計測	は,設計基準事故時におけ	及び放射線量を監視し,及	化	
度及び流量⑥	するため <mark>の給</mark> 水圧力及び主	するため <mark>の給</mark> 水圧力及び主	る迅速な対応のために必要	び測定し,並びに設計基準	追加要求事項に伴う差異	
	蒸気圧力を計測する装置を	蒸気圧力を計測する装置を	な情報を中央制御室及び緊	事故時における迅速な対応	(記録の保存)	
	設け,計測結果を中央制御	設け、計測結果を中央制御	急時対策所に表示できる設	のために必要な情報を把握		
	室に表示できる設計とす	室に表示できる設計とす	<u>計とする。</u> ①i	できる設計とする。 📀		
	る。また, 記録はプロセス計	る。また, 記録はプロセス計	(iv) 個人管理用測定設備			
	算機から帳票として出力し	算機から帳票として出力し	及び測定機器(1号及び2号	4. 核燃料物質の取扱施設		
	保存できる設計とする。	保存できる設計とする。	炉共用,一部既設)	及び貯蔵施設		
	原子炉圧力容器の入口及	原子炉圧力容器の入口及	従事者等の被爆線量評			
	び出口における温度及び流		価, 内部被爆評価のため個			
	量を計測するため <mark>の給</mark> 水温		人管理計測器及びホールボ			
	度, 主蒸気温度 <mark>, 給</mark> 水流量及	度, 主蒸気温度 <mark>, 給</mark> 水流量及	ディカウンタを設ける。	4.1.1.2 設計方針		

3

び主蒸気流量を計測する装び主蒸気流量を計測する装

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用し	「外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との	対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別語-1) 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	置を設け、計測結果を中央	置を設け、計測結果を中央	(2) 屋外管理用の主要な設	視及び崩壊熱の除去能力の	人口 本中限时为 計 已 2 月 凡	
	制御室に表示できる設計と	制御室に表示できる設計と	備の種類	喪失に至る状態の監視		
	する。また、計測結果を記録	する。また、計測結果を記録	発電用原子炉施設には,	使用済燃料プール水の漏		
	し、及び保存できる設計と	し、及び保存できる設計と	通常運転時,運転時の異常	えいを防止するため、使用		
	する。	する。	な過渡変化時及び設計基準	済燃料プールには排水口を		
	【34条13】	⑥ 卿 【34 条 13】	事故時において、発電所外	設けない設計とする。また、		⑥引用元:P1
			へ放出する放射性物質の濃	使用済燃料プールに接続さ		0.000000
			度,発電所敷地内外の放射	れた配管には逆止弁を設		
五 原子炉圧力容器(加圧	原子炉圧力容器内の水位	原子炉圧力容器内の水位	線等を監視するためにスタ	け,配管が破損しても,使用	基準要求への適合性を明確	計測制御系統施設
器がある場合は、加圧器) 内	を計測するための原子炉水	を計測するための原子炉水	ック放射線モニタ,放射性	済燃料プール水が流出しな	化	 2.3 計測結果の表示,記録
及び蒸気発生器内の水位⑦	位 (停止域, 燃料域, 広帯域	位 (停止域, 燃料域, 広帯域	廃棄物放出水モニタ、気象	い設計とする。 🚯	追加要求事項に伴う差異	及び保存
	及び狭帯域)を計測する装	及び狭帯域)を計測する装	観測設備(1号,2号及び3	使用済燃料プール水の漏	(記録の保存)	
	置を設け、計測結果を中央	置を設け、計測結果を中央	号炉共用,既設),周辺モニ	えいを監視するため,漏え	加圧器,蒸気発生器の水位	
	制御室に表示できる設計と	制御室に表示できる設計と	タリング設備(1号,2号及	い検知装置及び水位警報装	は PWR に対する要求のため,	
	する。また, 計測結果を記録	する。また, 計測結果を記録	び3号炉共用,既設)及び放	置を設ける設計とする。ま	記載しない	
	できる設計とする。	し、及び保存できる設計と	射能観測車(1号,2号及び	た,使用済燃料プールの水		
	【34条14】	する。	3号炉共用,既設) <u>を設け</u>	温及び燃料取扱場所の放射		
		⑦19 【34条14】	<u>3.</u> (1)h	線量を測定が可能な設計と		⑦引用元:P1
			スタック放射線モニタ,	する。��(18a, 18c重複)		
			放射性廃棄物放出水モニタ			
六 原子炉格納容器内の圧	原子炉格納容器内の圧		並びに周辺モニタリング設			同上
力、温度、可燃性ガスの濃		力,温度及び可燃性ガスの	備のうちモニタリングポス	6. 計測制御系統施設	化	
度、放射性物質の濃度及び	濃度を計測するためのドラ	濃度を計測するためのドラ	トについては,設計基準事	6.3 原子炉プラント・プロ	追加要求事項に伴う差異	
線量当量率8		イウェル圧力, <mark>圧力抑制室</mark>	故時における迅速な対応の	セス計装	(記録の保存)	
【解釈】	<mark>圧力,格納容器内温度</mark> ,格納	<mark>圧力,格納容器内温度</mark> ,格納	ために必要な情報を <u>中央制</u>	6.3.1 概要		
2 第1項第6号に規定す	容器内 <mark>雰囲気</mark> 水素濃度及び	容器内 <mark>雰囲気</mark> 水素濃度及び	御室及び緊急時対策所に表	発電用原子炉の適切かつ		
る「可燃性ガスの濃度」と	格納容器内 <mark>雰囲気</mark> 酸素濃度	格納容器内 <mark>雰囲気</mark> 酸素濃度	<u>示できる設計とする。</u> (4)b	安全な運転のため、原子炉		
は、BWRにおいては、酸	を計測する装置を設け,計	を計測する装置を設け、計	モニタリングポストは,	核計装のほかに,発電用原		
素・水素ガス濃度、PWRに	測結果を中央制御室に表示	測結果を中央制御室に表示	非常用交流電源設備に接続	子炉施設の重要な部分には		
おいては、水素ガス濃度を	できる設計とする。また,計	できる設計とする。また,計	し, 電源復旧までの期間, 電	全てプロセス計装を設け		
いう。⑧	測結果を記録できる設計と	測結果を記録し、及び保存	源を供給できる設計とす	る。原子炉プラント・プロセ		
	する。	できる設計とする。	る。さらに <u>, モニタリングポ</u>	ス計装は,温度,圧力,流量,		
	【34 条 15】	<mark>⑧a印</mark> 【34 条 15】	ストは、専用の無停電電源	水位等を測定及び指示する		⑧a 引用元: P2
			装置を有し、電源切替時の	ものであるが、一部を除き		1. 6 (vé かた m 16 :==:
	通常運転時,運転時の異常	通常運転時,運転時の異常	短時間の停電時に電源を供	必要な指示及び記録計器は	基準要求への適合性を明確	放射線管理施設
	な過渡変化時及び設計基準	な過渡変化時及び設計基準	<u>給できる設計とする。</u> 18b	全て中央制御室に設置す	化	1.1.1 プロセスモニタリン
	事故時において、原子炉格	事故時において、原子炉格	モニタリングポストから	る。 🌮	追加要求事項に伴う差異	グ設備

0

-

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	
然色:基本設計万針(前)と基本設計万針(後)との対比	

【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <<p><関連する資料> ・様式-1 への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

置許可申請書	設置許可,	技術基準規

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
这种本中风剧一种权	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1用 2つ
	納容器内の放射性物質の濃	納容器内の放射性物質の濃	中央制御室及び中央制御室	原子炉プラント・プロセ	(記録の保存)	
	度及び線量当量率を計測す	度及び線量当量率を計測す	から緊急時対策所までのデ	ス計装は, 圧力容器計装, 再		
	るためのプロセスモニタリ	るためのプロセスモニタリ	ータ伝送系は,多様性を有	循環系計装, 給水系計装, 主		
	ング設備を設け、計測結果	ング設備を設け,計測結果	する設計とする。指示値は,	蒸気系計装,制御棒駆動系		
	を中央制御室に表示できる	を中央制御室に表示できる	中央制御室で監視し,現場	計装等の計装で構成する。		
	設計とする。また,計測結果	設計とする。また,計測結果	等で記録を行うことができ	\$		
	を記録できる設計とする。	を記録し,及び保存 <mark>するこ</mark>	る設計とする。また, 緊急時	発電用原子炉の停止,炉		
	【34 条 16】	<mark>とが</mark> できる設計とする。	対策所でも監視することが	心冷却及び放射性物質の閉		
		<mark>⑧b①</mark> 【34 条 16】	できる設計とする。モニタ	じ込めの機能の状況を監視		⑧b 引用元:P2
			リングポストは,その測定	するために必要なパラメー		
	プロセスモニタリング設	プロセスモニタリング設	値が設定値以上に上昇した	タは,設計基準事故時にお	準規要求への適合性を明確	放射線管理施設
	備のうち,原子炉格納容器	備のうち,原子炉格納容器	場合,直ちに中央制御室に	いても監視でき,確実に記	化	1.1.1 プロセスモニタリン
	内の線量当量率を計測する	内の線量当量率を計測する	警報を発信する設計とす	録及び保存ができる。 🕸		グ設備
	格納容器内雰囲気放射線モ	格納容器内雰囲気放射線モ	る。 <u>1</u> (⑭e重複)			
	ニタ (D/W) 及び格納容器内	ニタ (D/W) 及び格納容器内		6.3.2 設計方針		
	雰囲気放射線モニタ (S/C)	雰囲気放射線モニタ (S/C)		原子炉プラント・プロセ		
	は,それぞれ多重性,独立性	は,それぞれ多重性,独立性		ス計装は,以下の設計方針		
	を確保した設計とする。	を確保した設計とする。		を満足するように設計す		
	【34 条 17】	17 【34条17】		る。		
				(1) 通常運転時及び運転時		
				の異常な過渡変化時におい		
七 主蒸気管中及び空気抽	主蒸気管中及び空気抽出	主蒸気管中及び空気抽出		て, 炉心, 原子炉冷却材圧力		同上
出器その他の蒸気タービン	器その他の蒸気タービン又	器その他の蒸気タービン又		バウンダリ及び格納容器バ		
又は復水器に接続する設備	は復水器に接続する放射性	は復水器に接続する放射性		ウンダリ, 並びにそれらに		
であって放射性物質を内包	物質を内包する設備の排ガ	物質を内包する設備の排ガ		関連する系統の健全性を確	(記録の保存)	
する設備の排ガス中の放射	ス中の放射性物質の濃度を	ス中の放射性物質の濃度を		保するために必要なパラメ		
性物質の濃度9	測定するためのプロセスモ	測定するためのプロセスモ		ータは、予想変動範囲内で		
【解釈】	ニタリング設備を設け、計	ニタリング設備を設け、計		の監視が可能であるようプ		
3 第1項第7号はBWR	測結果を中央制御室に表示	測結果を中央制御室に表示		ロセス計装を設ける。 谷		
に対して、第8号はPWR	できる設計とする。また、計	できる設計とする。また、計		(2) 設計基準事故時におい		
に対して適用される。 ⑨	測結果を記録できる設計と	測結果を記録し、及び保存		て,事故の状態を知り対策		
	する。	<mark>することが</mark> できる設計とす		を講じるのに必要なパラメ		
	【34 条 18】	る。		ータを監視できるよう、プ		
		919【34条18】		ロセス計装を設けるよう設		
八 蒸気発生器の出口にお				計する。	第八号要求は PWR に対する	
ける二次冷却材の圧力、温				(3) 安全保護系に関連する	要求のため, 記載しない	
度及び流量並びに二次冷却				原子炉プラント・プロセス		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣。 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	瓜上脑中明音 基本設計方針(前)	瓜上脑中明音 基本設計方針(後)	成 直 叶 可 中 明 音 本 文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
材中の放射性物質の濃度	坐平阪町万町(前)	▲平阪町万町(仮)	**	計装は、「6.6 安全保護系」	及0 巫平政时 万 町 2 の 内 比	
初中的成初日初頁的嚴反				に記載する設計方針(4)~		
				(9)を満足するように設計		
九 排気筒の出口又はこれ	排気筒の出口又はこれに	排気筒の出口又はこれに		する。	基準要求への適合性を明確	放射線管理施設
に近接する箇所における排	近接する箇所における排気	近接する箇所における排気		9 50。(4) 原子炉冷却材圧力バウ	本中安木下の過日にとり唯	1.1.1 プロセスモニタリン
気中の放射性物質の濃度	中の放射性物質の濃度を計	中の放射性物質の濃度を計		ンダリからの冷却材の漏え	追加要求事項に伴う差異	グ設備
风干•7版剂 压彻真 7 振反 10	中の成別に初貢の涙及を計 測するためのプロセスモニ	中の成別に初貢の優長を計測するためのプロセスモニ		いがあった場合、その漏え	(記録の保存)	
	タリング設備を設け、計測	タリング設備を設け、計測		いを検出するのに必要なプ		
	結果を中央制御室に表示で			ロセス計装を設けるものと		
	きる設計とする。また,計測	お不を十人間 単三に 祝が できる設計とする。また,計測		する。②		
	結果を記録できる設計とす	結果を記録し、及び保存す		(5) 安全確保上最も重要な		
	和木を記録できる政府です	和木を記録し、及り休日 <mark>,</mark> ることができる設計とす		(6) 安皇曜保上最 6 重要な 原子炉停止,炉心冷却及び		
	√。 【34 条 19】	<u>る。</u> てきる政府です。 る。		放射能閉じ込めの3つの機		
		10 (19) 【34 条 19】		能の状況を監視するのに必		
				要な炉心の中性子束、原子		
	排気筒の出口又はこれに	排気筒の出口又はこれに		炉水位,原子炉冷却材系の	基準要求への適合性を明確	同上
	近接する箇所における排気			(ア) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	化	
	中の放射性物質の濃度は,	中の放射性物質の濃度は,		準事故時においても記録さ	追加要求事項に伴う差異	
	試料採取設備により断続的	************************************		れるとともに事象経過後に	(記録の保存)	
	に試料を採取し分析を行	に試料を採取し分析を行		参照できるように当該記録	(Hersdaris Marth)	
	い,測定結果を記録する。	い,測定結果を記録し,及び		が保存できる設計とする。		
	【34条20】	保 <mark>存す</mark> る。				
		1019 【34条20】		, in the second s		
				6.3.4 主要設備		
十 排水口又はこれに近接	排水口又はこれに近接す	排水口又はこれに近接す		(1) 圧力容器計装	基準要求への適合性を明確	同上
する箇所における排水中の	る箇所における排水中の放			原子炉圧力容器について	化	
放射性物質の濃度1	射性物質の濃度は、試料採			計測する主要な項目は,発	追加要求事項に伴う差異	
	取設備により断続的に試料	取設備により断続的に試料		電用原子炉の水位及び圧	(記録の保存)	
	を採取し分析を行い、測定	を採取し分析を行い、測定		力,原子炉圧力容器胴部の		
	結果を記 <mark>録す</mark> る。	結果を記録し,及び保 <mark>存す</mark>		温度及びフランジ部シール		
	【34条21】	る。		の漏えいである。		
		1119 【34条21】		原子炉水位は,連続的に		
				測定し,指示及び記録する。		
	排水口近傍における排水	排水口近傍における排水		原子炉水位低又は水位高で	基準要求への適合性を明確	同上
	中の放射性物質の濃度を計	中の放射性物質の濃度を計		警報する。原子炉水位低下	化	
	測するためのプロセスモニ	測するためのプロセスモニ		が更に大きい場合には、原	追加要求事項に伴う差異	
	タリング設備を設け、計測	タリング設備を設け、計測		子炉停止(原子炉スクラム)	(記録の保存)	

赤色:	様式-6 に関する記載(付番及び下線)	
青色:	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:	設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:	技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:	基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

原子炉圧力容器胴部の温

度は,上部,中間部,下部に

原子炉圧力容器上蓋のフ

ランジ部シールの漏えい

は、2個の0リング間のフラ

ンジ面に接続されたドレン

ラインで検出する。内側の0

リングからの漏えいは、ド

レンラインに設けた圧力検

出器によって検出し, 圧力 高で警報する。
②

再循環系では,再循環流

(2) 再循環系計装

ついて測定し,記録する。

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) 様式-7 技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

			安尔菲语 [0 月 1 五 子			
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
议附本中规则一种代	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	「用~つ
	結果を中央制御室に表示で	結果を中央制御室に表示で		系,工学的安全施設及び原		
	きる設計とする。また, 計測	きる設計とする。また,計測		子炉隔離時冷却系を作動さ		
	結果を記録できる設計とす	結果を記録し,及び保存 <mark>す</mark>		せるとともに原子炉再循環		
	る。	<mark>ることが</mark> できる設計とす		ポンプを停止する信号を出		
	【34 条 22】	る。		す。また原子炉水位上昇が		
		1119 【34条22】		更に大きい場合にはタービ		
				ン・トリップを行わせるた		
十一 放射性物質により汚	放射性物質により汚染す	放射性物質により汚染す		めの信号を出す。 🤣 (第6.3	基準要求への適合性を明確	放射線管理施設
染するおそれがある管理区	るおそれがある管理区域内	るおそれがある管理区域内		-1図, 第6.6-4図, 第6.6-	化	1.1.1 プロセスモニタリン
域(管理区域のうち、その場	に開口部がある排水路を施	に開口部がある排水路を施		5図及び第6.6-6図参照)。	第十一号要求は、管理区域	グ設備
所における外部放射線に係	設しないことから, 排水路	設しないことから, 排水路		$\langle \mathfrak{T} \rangle$	内に開口部がある排水路を	
る線量のみが実用炉規則第	の出口近傍における排水中	の出口近傍における排水中		原子炉圧力は,連続的に	施設しないことから除外す	
二条第二項第四号に規定す	の放射性物質の濃度を計測	の放射性物質の濃度を計測		測定し,指示及び記録する。	る旨記載	
る線量を超えるおそれがあ	するための設備を設けない	するための設備を設けない		原子炉圧力高で警報する。		
る場所を除いた場所をい	設計とする。	設計とする。		また、原子炉圧力が更に上		
う。以下同じ。)内に開口部	【34 条 23】	12 【34条23】		昇する場合に,原子炉スク		
がある排水路の出口又はこ				ラムや主蒸気逃がし安全弁		
れに近接する箇所における				開放等の保護動作を行わせ		
排水中の放射性物質の濃度				るための信号を出す。📀 (第		
12				6.6-4図及び「5.1.1.4.3.3		
【解釈】				主蒸気逃がし安全弁」参		
4 第1項第11号に規定				照)。 🔇		

要求事項との対比表

5

する「放射性物質により汚

染するおそれがある管理区

域/とは、管理区域を規定す

る以下の3要素のうち外部

放射線に係る線量のみが

「核原料物質又は核燃料物

質の製錬の事業に関する規

則等の規定に基づく線量限

度等を定める告示 / に規定

される基準を超える管理区

域以外の管理区域をいい、

3要素のうちA、B及びC の組み合わせ、AとB若し くはAとCの組み合わせ、

BとCの組み合わせ又はB

20

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
若しくはCのみで規定され				量,冷却材温度,原子炉再循		
る管理区域のことをいう。				環ポンプ出入口差圧及び静		
この場合において、管理区				止形原子炉再循環ポンプ電		
域の3要素は以下による。				源装置の出力周波数を連続		
12				的に測定し指示、又は記録		
A. その場所における外部				する。		
放射線に係る線量が別に告				また、炉心流量はジェッ		
示する実効線量を超えるお				トポンプのディフューザの		
それがあるもの。				差圧により測定する。		
B. 空気中の放射性物質 (空				原子炉再循環ポンプにつ		
気又は水のうちに自然に含				いては、シール漏えい流量、		
まれているものを除く。)の				冷却水流量及び温度を測定		
濃度が別に告示する濃度を				し,シール漏えい流量高,冷		
超えるおそれがあるもの。				却水流量低及び温度高で警		
C. 放射性物質によって汚				報を出す。また,軸受振動,		
染された物の表面の放射性				軸受温度等を測定し、振動		
物質の密度が別に告示する				大,温度高等により警報を		
密度を超えるおそれがある				出す。 📀		
もの。						
				(3) 給水系及び主蒸気系計		
				装		
十二 管理区域内において	通常運転時,運転時の異	通常運転時,運転時の異		原子炉給水流量及び主蒸	基準要求への適合性を明確	放射線管理施設
人が常時立ち入る場所その	常な過渡変化時及び設計基	常な過渡変化時及び設計基		気流量は,連続的に測定し,	化	1.1.1 プロセスモニタリ
他放射線管理を特に必要と	準事故時に,管理区域内に	準事故時に,管理区域内に		指示及び記録する。	追加要求事項に伴う差異	ング設備
する場所(燃料取扱場所そ	おいて人が常時立ち入る場	おいて人が常時立ち入る場		その他タービン第一段圧	(記録の保存)	放射線管理施設
の他の放射線業務従事者に	所その他放射線管理を特に	所その他放射線管理を特に		力などを測定し, 指示及び		1.1.2 エリアモニタリン
対する放射線障害の防止の	必要とする場所の線量当量	必要とする場所の線量当量		記録する。		グ設備
ための措置を必要とする場	率を計測するためのエリア	率を計測するためのプロセ				
所をいう。)の線量当量率(3)	モニタリング設備を設け,	スモニタリング設備及びエ		(4) 制御棒駆動系計装		
	計測結果を中央制御室に表	リアモニタリング設備を設		制御棒駆動系では、制御		
	示できる設計とする。また,	け,計測結果を中央制御室		棒駆動水, スクラムアキュ		
	計測結果を記録できる設計	に表示できる設計とする。		ムレータ及びスクラム排出		
	とする。	また, 計測結果を記録し, 及		容器並びに <u>制御棒位置</u> に対		
	【34 条 24】	び保存 <mark>することが</mark> できる設		して、それぞれ適切なプロ		
		計とする。		セス計装を設ける。④		
		13a①9 【34 条 24】		制御棒駆動系では、制御		⑬a 引用元:P2
				棒駆動水ポンプ入口圧力,		

21

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	[
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	<
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	۰ŧ
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	• 1
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料) 技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1)
様式-7
・前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		プロセスモニタリング設		フィルタの圧力降下,原子	同趣旨の記載であるが、表	放射線管理施設
		備のうち、原子炉建屋原子		炉圧力と制御棒駆動水圧と	現の違いによる差異あり	1.1.1 プロセスモニタリ
		炉棟排気放射線モニタ及び		の差圧,制御棒駆動水のへ	追加要求事項に伴う差異	ング設備
		燃料取替エリア放射線モニ		ッダ部での流量,制御棒駆	(非常用電源からの給電)	
		タは、外部電源が使用でき		動機構の温度(位置指示用		
		ない場合においても非常用		計器ウェル内), アキュムレ		
		所内電源系からの電源供給		ータ窒素圧力、アキュムレ		
		により、線量当量率を計測		ータの漏えい水量及びスク		
		することができる設計とす		ラム排出容器水位などを計		
		る。		測する。		
		<mark>18</mark> d【34条25】		制御棒駆動水ポンプ入口		¹¹⁸ d 引用元: P1
				圧力低,フィルタの圧力降		
		エリアモニタリング設備		下大,スクラムアキュムレ	同趣旨の記載であるが、表	放射線管理施設
		のうち、燃料交換フロア放		ータの窒素圧力低, スクラ	現の違いによる差異あり	1.1.2 エリアモニタリング
		射線モニタは,外部電源が		ムアキュムレータ漏えい水	追加要求事項に伴う差異	設備
		使用できない場合において		量大及びスクラム排出容器	(非常用電源からの給電)	
		も非常用所内電源系からの		水位高で警報する。スクラ		
		電源供給により、線量当量		ム排出容器の水位が更に高		
		率を計測することができる		くなれば制御棒引抜阻止及		
		設計とする。		び原子炉スクラムのための		
		18a 【34条26】		信号を出す。		®a 引用元:P1
				制御棒位置は,制御棒駆		
十三 周辺監視区域に隣接	通常運転時,運転時の異	通常運転時,運転時の異		動機構の中心部に設けたイ	同趣旨の記載であるが、表	放射線管理施設
/ / / / / /	常な過渡変化時及び設計基	常な過渡変化時及び設計基		ンジケータチューブ内のリ	現の違いによる差異あり	1.1.3 固定式周辺モニタリ
	準事故時において、周辺監	準事故時において、周辺監		ードスイッチによって検出	追加要求事項に伴う差異	ング設備
	視区域境界付近の空間線量	視区域境界付近の空間線量		し指示する。 📀	(記録の保存,緊急時対策	
	率を監視及び測定するため	率を監視及び測定するため			所への表示)	
	の固定式周辺モニタリング	の固定式周辺モニタリング		(5) 原子炉格納容器内雰囲		
	設備としてモニタリングポ	設備としてモニタリングポ		気計装		
	スト(第1号機設備,第1,	スト(第1号機設備,第1,		原子炉格納容器について		
	2,3号機共用(以下同じ。)) たわけ、計測は思た中中制	2,3号機共用(以下同じ。)) たかは、計測は思た中央制		計測する主要な項目は,原		
	を設け、計測結果を中央制	を設け、計測結果を中央制		子炉格納容器内の圧力,温		
	御室に表示できる設計とす	御室及び緊急時対策所に表		度,湿度,水素濃度,酸素濃		
	る。また,計測結果を記録で キェ:いまレオエ	示できる設計とする。また, 計測結果を記録し,及び保		度及び放射線レベルであ		
	きる設計とする。 【24 冬 97】	計測結果を記録し、及び保 存 <mark>することが</mark> できる設計と		る。		
は適切な場所に表示できる	【34 条 27】			原子炉格納容器内の圧		
設計であること。さらに、そ		する。		力, 温度及び酸素濃度は, 連		

22

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

廿次甘淮坦曰 柳如	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	11用 今
のデータ伝送系は多様性を		⑭a⑭b⑲ 【34 条 27】		続的に測定し,指示又は記		⑭a 引用元:P2
有する設計であること。 🚇				録する。また,冷却材喪失事		⑭b 引用元:P6
	周辺監視区域境界付近の	周辺監視区域境界付近の		故後の原子炉格納容器内の	基準要求への適合性を明確	同上
	放射性物質の濃度は、構内	放射性物質の濃度は、構内		圧力,温度,水素濃度,酸素	化	
	ダストモニタ(第 1 号機設	ダストモニタ(第 1 号機設		濃度,放射線レベル等も測	追加要求事項に伴う差異	
	備, 第1, 2, 3 号機共用) に	備, 第1, 2, 3 号機共用) に		定し、記録する。そのほか、	(記録の保存)	
	より断続的に試料を採取し	より断続的に試料を採取し		ドライウェルの湿度並びに		
	分析を行い、測定結果を記	分析を行い, 測定結果を記		サプレッションチェンバ内		
	<mark>録す</mark> る。	録し,及び保 <mark>存す</mark> る。		のプールの水位及び水温も		
	【34 条 28】	⑭⑲ 【34 条 28】		連続的に測定し, 指示又は		
				記録する。		
		モニタリングポストは,		ドライウェル圧力高,水	同趣旨の記載であるが、表	放射線管理施設
		外部電源が使用できない場		素濃度高及び酸素濃度高で	現の違いによる差異あり	1.1.3 固定式周辺モニタ
		合においても,非常用交流		警報する。ドライウェル圧	追加要求事項に伴う差異	ング設備
		電源設備により、空間線量		力の上昇が更に大きい場合	(非常用電源からの給電)	
		率を計測することができる		には, 原子炉保護系及び工		
		設計とする。 更に, モニタリ		学的安全施設を作動させる		
		ングポストは,専用の無停		ための信号を出す��(第6.6		
		電電源装置を有し,電源切		-4 図及び第6.6-6 図参		
		替時の短時間の停電時に電		照)。 🔇		
		源を供給できる設計とす		サプレッションチェンバ		
		る。		では, プール水位低, プール		
		18b 【34 条 29】		水位高,プール水温高,水素		^⑧ b 引用元:P6
				濃度高及び酸素濃度高で警		
		モニタリングポストで計		報する。	同趣旨の記載であるが、表	同上
		測したデータの伝送系は,			現の違いによる差異あり	
		モニタリングポスト設置場		(6) 漏えい検出系計装	追加要求事項に伴う差異	
		所から中央制御室及び中央		原子炉冷却材圧力バウン	(データ伝送系の多様性)	
		制御室から緊急時対策所建		ダリからの冷却材の漏えい		
		屋間において有線系回線及		は、ドライウェル内ガス冷		
		び無線系回線により多様性		却装置の凝縮水量、ドライ		
		を有する設計とする。		ウェル内サンプ水量及びド		
		<mark>⑭</mark> e 【34 条 30】		ライウェル内ガス中の核分		⑭e 引用元:P3
				裂生成物の放射能の測定に		
	通常運転時,運転時の異	通常運転時, 運転時の異常		より約3.8L/minの漏えい	基準要求への適合性を明確	放射線管理施設
	常な過渡変化時及び設計基	な過渡変化時及び設計基準		を1時間以内に検出できる	化	1.1.4 移動式周辺モニタ
	準事故時において,周辺監	事故時において、周辺監視		ようにする。測定値は,指示	追加要求事項に伴う差異	ング設備

23

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	<
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設工認申請書	安水事項この対比衣 - 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	視区域境界付近の放射性物	区域境界付近の放射性物質	1 2 4	するとともに、冷却材の漏	(記録の保存)	
	質の濃度を測定するための	の濃度を測定するための移		えい量が多い場合には警報	(hmud) - 11-14.)	
	移動式周辺モニタリング設	動式周辺モニタリング設備		する。②		
	備として、空気中の放射性	として,空気中の放射性粒		, u u		
	粒子及び放射性よう素の濃	子及び放射性よう素の濃度		(7) その他の計装		
	度を測定するサンプラと測	を測定するサンプラと測定		ほう酸水注入系では、ほ		
	定器を備えた放射能観測車	器を備えた放射能観測車		う酸水貯蔵タンク水位、ほ		
	(第1号機設備,第1,2,3	(第1号機設備,第1,2,3		う酸水温度及びポンプ出口		
	号機共用, <mark>屋外に保管</mark> (以下	号機共用, 屋外に保管(以下		圧力を計測し,ほう酸水貯		
	同じ。))を設け, 測定結果を	同じ。))を設け, 測定結果を		蔵タンク水位低で警報す		
	表示し、記録できる設計と	表示し, 記録し, 及び保存す		る。		
	する。ただし, 放射能観測車	<mark>ることが</mark> できる設計とす		低圧炉心スプレイ系及び		
	による断続的な試料の分析	る。ただし,放射能観測車に		残留熱除去系では,ポンプ		
	は、従事者が計測結果を記	よる断続的な試料の分析		出口圧力及び流量等を測定		
	録し、その記録を確認する	は、従事者が計測結果を記		し,指示する。		
	ことをもって,これに代え	録し,及びこれを保存し,そ		高圧炉心スプレイ系で		
	るものとする。	の記録を確認することをも		は, ポンプ出口圧力, 流量を		
	【34 条 31】	って、これに代えるものと		測定し、指示する。		
		する。		また,サプレッションチ		
		⑭f 【34条31】		ェンバ内のプール水位高で		⑭f 引用元:P2
				警報する。		
十四 使用済燃料その他高	<mark>使用済燃料プール</mark> の水温	<mark>使用済燃料プール</mark> の水温		原子炉隔離時冷却系で	基準要求への適合性を明確	核燃料物質の取扱施設及び
放射性の燃料体を貯蔵する	を計測する装置として燃料	を計測する装置として燃料		は,ポンプ出口圧力,流量等	化	貯蔵施設
水槽の水温及び水位15	貯蔵プール水温度 <mark>及び燃料</mark>	貯蔵プール水温度 <mark>, 燃料プ</mark>		を測定し,指示する。 谷	追加要求事項に伴う差異	3. 計測装置等
	プール冷却浄化系ポンプ入	ール冷却浄化系ポンプ入口			(記録の保存)	
	<mark>口温度</mark> を設け,計測結果を	温度及び使用済燃料プール				
	中央制御室に表示できる設	水位/温度(ガイドパルス		6.3.5 試験検査		
	計とする。また, <mark>燃料貯蔵プ</mark>	式) を設け, 計測結果を中央		原子炉プラント・プロセ		
	ール水温度及び燃料プール	制御室に表示できる設計と		ス計装は、定期的に試験を		
	冷却浄化系ポンプ入口温度	する。また、燃料貯蔵プール		行い、その機能が喪失して		
	<mark>は</mark> 計測結果を記録できる設	水温度及び燃料プール冷却		いないことを確認する。		
	計とする。	浄化系ポンプ入口温度は計				
	【34 条 32】	測結果を記録し、及び保存		6.3.6 評価②		
		<mark>することが</mark> できる設計とす		(1) 原子炉プラント・プロ		
		る。		セス計装は,通常運転時及		
		15(19) 【34条32】		び運転時の異常な過渡変化		
				時において, 炉心, 原子炉冷		

24

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	C
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	<関
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	・梲
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料) 技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) ;前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		使用済燃料プールの水位		却材圧力バウンダリ及び原	基準要求への適合性を明確	核燃料物質の取扱施設及び
		を計測するための装置とし		子炉格納容器バウンダリ,	化	貯蔵施設
		て燃料貯蔵プール水位、燃		並びにそれらに関連する系	追加要求事項に伴う差異	 計測装置等
		料プールライナドレン漏え		統の健全性を確保するため	(使用済燃料プールの水位	
		い及び使用済燃料プール水		に必要なパラメータを予想	を計測するための設備)	
		位/温度(ガイドパルス式)		変動範囲内で監視すること		
		を設け、計測結果を中央制		ができる。		
		御室に表示できる設計とす		(2) 原子炉プラント・プロ		
		る。また, 燃料貯蔵プール水		セス計装は,設計基準事故		
		<mark>位の</mark> 記録はプロセス計算機		時において,事故の状態を		
		から 帳票として 出力 し保 存		知り対策を講じるのに必要		
		できる設計とする。		なパラメータを監視するこ		
		1519 【34条33】		とができる設計としてい		
				る。		
		燃料貯蔵プール水温度,燃		(3) 安全保護系に関連する	同趣旨の記載であるが,表	同上
		料貯蔵プール水位及び使用		原子炉プラント・プロセス	現の違いによる差異あり	
		済燃料プール水位/温度(ガ		計装は,「6.6 安全保護系」	追加要求事項に伴う差異	
		イドパルス式)は,外部電源		に記載する設計方針(4)~	(使用済燃料プールの水位	
		が使用できない場合におい		(9)を満足する設計として	を計測するための設備と非	
		ても非常用所内電源系から		いる。	常用電源からの給電)	
		の電源供給により、使用済		(4) 原子炉プラント・プロ		
		燃料プールの水温及び水位		セス計装は,原子炉冷却材		
		を計測することができる設		圧力バウンダリからの冷却		
		計とする。		材の漏えいがあった場合,		
		(18c 【34条34】		その漏えいを検出すること		¹ ⑧c 引用元:P1
				ができる設計としている。		
十五 敷地内における風向	放射性気体廃棄物の放出	放射性気体廃棄物の放出			同趣旨の記載であるが,表	放射線管理施設
ーユ 激地内における風向 及び風速 <mark>16</mark>	版新住気体廃棄初の版山 管理,発電所周辺の一般公	版新住気体廃果初の放山 管理,発電所周辺の一般公		8. 放射線管理施設	同感目の記載であるか,表 現の違いによる差異あり	1.1.5 環境測定装置
	電理, 光電所周辺の 殿云 衆の線量評価, 一般気象デ	皆		8.1 放射線管理設備	追加要求事項に伴う差異	1.1.0 水穴水区衣트
2 前項第六号に掲げる装	ータ収集及び発電用原子炉	ペジ線重計画, 服気家) ータ収集及び発電用原子炉		8.1.1 通常運転時等	2加安不事項に伴う定共 (記録の保存)	
置であって線量当量率を計	施設の外部の状況を把握す	施設の外部の状況を把握す		8.1.1.1 概要	/ HE 942 - > NE [1]	
測する装置にあっては、多	るための気象観測設備(第1	るための気象観測設備(第1		放射線管理設備は、発電		
重性及び独立性を確保しな	号機設備,第1,2,3号機共	号機設備,第1,2,3号機共		所周辺の一般公衆及び放射		
ければならない。①	用)を設け,計測結果を中央	用)を設け,計測結果を中央		線業務従事者等の放射線被		
	制御室に表示できる設計と	制御室に表示できる設計と		ばくを管理するためのもの		
3 第一項第十二号から第	する。また,発電所敷地内に	する。また,発電所敷地内に		で,出入管理関係設備,試料		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	1
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	<
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	·
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	· ·
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

適合する設計とする。

(6) 設計基準事故時に必要

な放射線監視設備は,「発電

用軽水型原子炉施設におけ

る事故時の放射線計測に関

【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 (関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料) 様式-7 技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

			要求事項との対比表	紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)) との対比 	の変更箇所
	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	lite da
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
十四号までに掲げる事項を	おける風向及び風速の計測	おける風向及び風速の計測		分析関係設備及び放射線監		
計測する装置(同項第十二	結果を記録できる設計とす	結果を記録し,及び保存 <mark>す</mark>		視設備等からなる。		
号に掲げる事項を計測する	る。	<mark>ることが</mark> できる設計とす		①(①f①e 重複)		
装置にあっては、燃料取扱	【34 条 35】	る。				
設備及び燃料貯蔵設備に属		1619 【34条35】		8.1.1.2 設計方針		16引用元: P18
するものに限る。)にあって				放射線被ばくは, 実用可		
は、外部電源が喪失した場				能な限り低くすることと		
合においてもこれらの事項				し,次の設計方針に基づき,		
を計測することができるも				放射線管理設備を設ける。		
のでなければならない。 🔞				(1) 放射線業務従事者等及		
				び物品の搬出入に対して,		
4 第一項第一号及び第三				出入管理,汚染管理及び各		
号から第十五号までに掲げ				個人の被ばく管理ができる		
る事項を計測する装置にあ				ようにする。 📀		
っては、計測結果を表示し、				(2) 発電所内外の外部放射		
記録し、及びこれを保存す				線量率,放射性物質の濃度		
ることができるものでなけ				等を測定, 監視し, 必要な情		
ればならない。 ただし、 設計				報を中央制御室又は適切な		
基準事故時の放射性物質の				場所に表示できる設計とす		
濃度及び線量当量率を計測				る。 🕸		
する主要な装置以外の装置				(3) 万一の事故に備えて,		
であって、断続的に試料の				必要な放射線計測器を備え		
分析を行う装置について				る。 😢		
は、運転員その他の従事者				(4) 中央制御室及び緊急時		
が測定結果を記録し、及び				対策所に必要な情報の通報		
これを保存し、その記録を				が可能である設計とする。		
確認することをもって、こ						
れに代えることができる。				(5) 通常運転時の放射性物		
(19)				質放出に係る放射線監視設		
I des des 1				備は、「発電用軽水型原子炉		
【解釈】				施設における放出放射性物		
6 第4項に規定する「計				質の測定に関する指針」に		

С

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

計とする。 (We重複) (8) 放射性気体廃棄物の放 出管理及び発電所周辺の被 ばく線量評価並びに一般気 象データ収集のため、発電 所敷地内で気象観測設備に より風向,風速その他の気 象条件を測定及び記録でき

る設計とする。

(16重複)

【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) 技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			安尔尹琪 [切刈比衣 -			
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
议附本中规则一种状	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加市方
み合わせにより実現しても				する審査指針」に適合する		
よい。19				設計とする。 📀		
7 第4項に規定する「設				(7) モニタリングポスト		
計基準事故時の放射性物質				は,非常用交流電源設備に		
の濃度及び線量当量率を計				接続し、電源復旧までの期		
測する主要な装置」とは、				間,電源を供給できる設計		
「発電用軽水型原子炉施設				とする。さらに, モニタリン		
における事故時の放射線計				グポストは,専用の無停電		
測に関する審査指針(昭和				電源装置を有し、電源切替		
56年7月23日原子力安				時の短時間の停電時に電源		
全委員会決定)」に定める放				を供給できる設計とする。		
射線計測系の分類1及び2				√(18b重複)		
の計測装置をいう。19				モニタリングポストで測		
				定したデータの伝送系は,		
				モニタリングポスト設置場		
				所から中央制御室及び緊急		
				時対策所までの建屋間にお		
				いて有線系回線及び無線系		
				回線と多様性を有してお		
				り,指示値は中央制御室で		
				監視することができる。ま		
				た,緊急時対策所でも監視		
				することができる。		
				モニタリングポストは,		
				その測定値が設定値以上に		
				上昇した場合, 直ちに中央		
				制御室に警報を発信する設		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	2.1 61
				8.1.1.4 主要設備		
				8.1.1.4.3 放射線監視設備		
				(3) 周辺モニタリング設備		
				(1号,2号及び3号炉共		
				用,既設)		
				発電所敷地周辺の放射線		
				監視設備として次のものを		
				設ける。		
				a. 固定モニタリング設備		
				周辺監視区域境界付近に		
				空間放射線量率の連続監視		
				を行うためのモニタリング		
				ポスト6台及び空間放射線		
				量測定のため適切な間隔で		
				モニタリングポイントを設		
				定し, 蛍光ガラス線量計を		
				配置する。		
				モニタリングポストは,		
				非常用交流電源設備に接続		
				し,電源復旧までの期間,電		
				源を供給できる設計とす		
				る。さらに,モニタリングポ		
				ストは,専用の無停電電源		
				装置を有し,電源切替時の		
				短時間の停電時に電源を供		
				給できる設計とする。		
				モニタリングポストで測		
				定したデータの伝送系は,		
				モニタリングポスト設置場		
				所から中央制御室及び中央		
				制御室から緊急時対策建屋		
				間において有線系回線及び		
				無線系回線により多様性を		
				有し,指示値は,中央制御室		
				で監視し、現場等で記録を		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

 ・様病基準要求機器リスト (設定低機に関する説明書 別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

计化甘油 相同 . 細和	設工認申請書	設工認申請書	安水争填200刈比衣 - 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	11用 今
				行うことができる。また, 緊		
				急時対策所でも監視するこ		
				とができる。		
				モニタリングポストは,		
				その測定値が設定値以上に		
				上昇した場合,直ちに中央		
				制御室に警報を発信する設		
				計とする。		
				b. 環境試料測定設備		
				周辺監視区域境界付近に		
				空気中の粒子状放射性物質		
				を連続的に捕集・測定する		
				ダストモニタを設ける。 📀		
				c. 放射能観測車		
				事故時等に発電所敷地周		
				辺の空間放射線量率及び空		
				気中の放射性物質の濃度を		
				迅速に測定するために、フ		
				ィールドモニタ、放射性ダ		
				スト測定装置,放射性よう		
				素測定装置等を搭載した移		
				動無線設備付の放射能観測		
				車を備える。 📀		
				d. <u>気象観測設備</u>		
				放射性気体廃棄物の放出		
				<u>管理</u> 及び <u>発電所周辺の一般</u>		
				公衆の線量評価並びに一般		
				<u>気象データ収集</u> のため, <u>発</u>		
				<u>電所敷地内</u> で <u>風向</u> , <u>風速</u> , 日		
				射量,放射収支量等を測定		
				及び <u>記録</u> する設備を設け		
				る。16		
				8.1.1.6 評価		
				(4) 中央制御室及び緊急時		
				対策所に必要な情報の通報		
				が可能である設計としてい		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

|--|

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
12m 苯毕成則• 胜秋	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加与
				వ. 🕸		
				(6) 設計基準事故時に必要		
				な放射線監視設備は、「発電		
				用軽水型原子炉施設におけ		
				る事故時の放射線計測に関		
				する審査指針」に適合する		
				設計としている。 📀		
				(7) モニタリングポスト		
				は、非常用交流電源設備に		
				接続し,電源復旧までの期		
				間,電源を供給できる設計		
				としている。さらに、モニタ		
				リングポストは,専用の無		
				停電電源装置を有し、電源		
				切替時の短時間の停電時に		
				電源を供給できる設計とし		
				ている。 🗘 (18b重複)		
				モニタリングポストで測		
				定したデータの伝送系は,		
				モニタリングポスト設置場		
				所から中央制御室及び中央		
				制御室から緊急時対策建屋		
				間において有線系回線及び		
				無線系回線により多様性を		
				有し、指示値は中央制御室		
				で監視を行うことができ		
				る。また, 緊急時対策所でも		
				監視することができる。		
				 ① (⑭e重複) (⑭e重複) 		
				(8) 放射性気体廃棄物の放		
				出管理及び発電所周辺の被		
				ばく線量評価並びに一般気		
				象データ収集のため、発電		
				所敷地内で気象観測設備に		
				より風向,風速その他の気		
				象条件を測定し、及びその		
				結果を記録できる設計とし		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	[
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	<[
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	• 1
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	• 1
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 関連する資料> 様式-1 への展開表(補足説明資料) :技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-	7	
-----	---	--

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
及附率半规约 府代	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
				ている。 🗘 (16重複)		
				第8.1-1 表 放射線管理設		
				備の主要機器仕様		
				(1) 出入管理関係設備 1		
				式		
				(2) 試料分析関係設備 1		
				式		
				(3) 放射線監視設備 1式		
l i i i i i i i i i i i i i i i i i i i				(4) 個人管理用測定設備及		
				び測定機器 1式		
				(5) 放射線計測器の校正設		
				備 1式②		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第34条 計測装置】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

٦

各条文の設計の考え方

Г

L.	技術基準の条文,解釈への	D適合性に関する考え方			
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類
1	計測する装置の施設	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1		
2	炉心における中性子東密 度	同上	1 —	_	_
3	炉周期	同上	1 二	1	_
4	制御棒の位置	同上	1 三	_	_
5	原子炉冷却材の放射性物 質及び不純物の濃度	同上	1四イ	1	_
6	原子炉冷却材の原子炉圧 力容器の入口及び出口に おける圧力,温度及び流 量	同上	1 四 口	_	_
\bigcirc	原子炉圧力容器内の水位	同上	1 五.	_	—
8	原子炉格納容器内の圧 力,温度,可燃性ガスの濃 度,放射性物質の濃度及 び線量当量率		1六	2	
9	主蒸気管中及び空気抽出 器その他の蒸気タービン 又は復水器に接続する設 備であって放射性物質を 内包する設備の排ガス中 の放射性物質の濃度	同上	1七	3	_
10	排気筒の出口又はこれに 近接する箇所における排 気中の放射性物質の濃度	同上	1 九	1	
11)	排水口又はこれに近接す る箇所における排水中の 放射性物質の濃度	同上	1 +	1	—
12	内に開口部がある排水路	女川発電所には管理区域内に開口 部がある排水路がないため、本条項 に該当する設備がない旨を記載し ている。	1 +	4	_

34 条-1

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第34条 計測装置】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

いて人が 所その他 技術基準の要求を受けた内容とし に必要と て記載している。 $1 + =$ $ -$ 当量率 1 + = $1 + =$ $ -$ 隣接する 間線量率 の濃度 1 + = $1 + =$ $1 + =$ $1 + =$ $-$ 小波度 地高放射 蔵する水 面 上 1 + = $1 + =$ $1 + =$ $ -$ 如向及び 風向及び 日 上 $1 + =$ $ -$					
間線量率 同 上 $1 + = \begin{bmatrix} 1 \\ 5 \end{bmatrix}$ a, e, f D 濃度 $1 + = \begin{bmatrix} 1 \\ 5 \end{bmatrix}$ a, e, f 心高放射 蔵する水 同 上 $1 + = \begin{bmatrix} 1 \\ 5 \end{bmatrix}$ a, e, f 1 + = $\begin{bmatrix} 1 \\ 5 \end{bmatrix}$ a, e, f a, e, f					
蔵する水同上 立 風向及び					
内の線量 る装置の 同 上 2 生の確保					
D対応 同 上 3 - c, e, f					
記録及 同上 4 6 c, d, e, f					
ロにおけ 王力,温 に二次冷 記載しない。 1 八					
2. 設置許可本文のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方					
考え方 添付書類					
設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 –					
前御設備第33条,第35条,第36条に対する内容であり、本条 文では記載しない。					
を機器 設備の補足的な記載であり記載しない。 –					
要目表に記載しているため記載しない。 a					
3. 設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方					
考え方 添付書類					
設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 -					
設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 –					
設置許可の中で重複記載があるため記載しない。-設備の補足的な記載であり記載しない。-設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しな-					
① 重複記載 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 ② 安全保護装置,制御設備 第 33 条,第 35 条,第 36 条に対する内容であり,本条 文では記載しない。 ③ 測定設備及び測定機器 設備の補足的な記載であり記載しない。 ④ チャンネル数 要目表に記載しているため記載しない。 3. 設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方					

34 条-2

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第34条 計測装置】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

4.	詳細な検討が必要な事項
No.	書類名
а	要目表
b	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
с	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取 付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
d	計測装置の構成に関する説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに 計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
е	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書
f	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報 動作範囲に関する説明書
g	環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び取付箇所を明示した図 面
h	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
i	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書